

キャッシュレス化推進に伴い

定期報告窓口における現金の取り扱いを 令和7年3月末日をもって終了いたします 以後、コンビニ決済での対応となります なお、銀行振込をご希望の場合、別途ご相談ください

コンビニでの現金による支払い

センター窓口にてお渡ししたコンビニ払込票をコンビニのレジにお持ち込みいただければ、現金でお支払いいただくことができます。

※納付後、必ず受領書をお受け取りください。

[利用可能なコンビニ]



便利な電子決済サービス

センター窓口にてお渡ししたコンビニ払込票のバーコードをスマートフォンアプリで読み込み、アプリ上で各種申請手数料の電子決済にて支払いが可能です。以下の電子決済サービスがご利用いただけます。

※ 各電子決済サービスの利用方法については、[センターホームページ「FAQ\(よくある質問\)」](#)に掲載しています。

[利用可能な決済方法]



お支払いイメージ(PayB)



24時間・365日
いつでもどこでも
支払いOK

ご不便をお掛けしますが、

ご理解の程よろしく申し上げます



Aichi Building Housing Center

一般財団法人 愛知県建築住宅センター

評価審査課(定期報告担当)

052-264-4053